



埼玉県報

第 2789 号
平成 28 年(2016 年)
4 月 12 日
火曜日

目次

告示

- 馬宮土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 県営土地改良事業普門寺池地区（ため池等整備事業）工事完了（大里農林振興センター）
- 県営土地改良事業手子林第三地区計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 西吉見南部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 飯能都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 入間都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 朝霞都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 志木都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 和光都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 狭山都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 坂戸都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 東松山都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 川口都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 蕨都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 戸田都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 上尾都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 桶川都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 北本都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 行田都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 春日部都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 蓮田都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 幸手都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 加須都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 羽生都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 熊谷都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 小川都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 北川辺都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）

課)

- 富士見都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 県道久米所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道草加流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

監事 伊 藤 博 埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二百五十四番地

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

県営土地改良事業普門寺池地区（ため池等整備事業）の工事を平成二十七年三月二日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年四月十三日から

平成二十八年五月十七日まで

二 縦覧場所

羽生市役所

告 示

埼玉県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月七日認可した。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

西吉見南部土地改良区

二 事務所所在地

吉見町

告 示

埼玉県告示第五百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	飯能
市町村名	飯能市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月二十日午 後二時三分 から
場 所	飯能市富士見 地区行政セン ター1階集會 室
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、飯能市ま ちづくり推進 課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、飯能市 まちづくり推 進課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	入間	
市町村名	入間市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月二十日午 前十時三分 から
	場 所	入間市役所 五〇一会議室
公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、入間市都 市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、入間市 都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	朝霞
市町村名	朝霞市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「道路」
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 六月一日午後 二時三十分か ら
場 所	朝霞市産業文 化センター 多目的ホール
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、朝霞市ま ちづくり推進 課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、朝霞市 まちづくり推 進課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	志木	
市町村名	志木市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「道路」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月十八日午 後二時三分 から	
場 所	いろは遊学館	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、志木市都 市計画課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、志木市 都市計画課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	和光
市町村名	和光市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「道路」
公聴会	<p>期日及び時間 平成二十八年 五月十九日午 前十時三分 から</p> <p>場 所 和光市役所 五〇二会議室</p>
公述申出書	<p>提出期間 平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで</p> <p>提出先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、和光市都 市整備課</p>
都市計画の構想	<p>閲覧期間 平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで</p>
閲覧場所	<p>埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、和光市 都市整備課</p>

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	狭山	
市町村名	狭山市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月二十三日 午前十時三十 分から	
場 所	狭山市市民交 流センター 三階第一ホー ル	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、狭山市都 市計画課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、狭山市 都市計画課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	坂戸	
市町村名	坂戸市 鶴ヶ島市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月十六日午 後二時三分 から	
場 所	坂戸市入西地 域交流センタ ー会議室B	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、坂戸市都 市計画課、鶴 ヶ島市都市計 画課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、坂戸市 都市計画課、 鶴ヶ島市都市 計画課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	毛呂山・ 越生都市 計画区域	
市町村名	毛呂山町 越生町 鳩山町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十八年 六月一日午前 十時三十分か ら
	場 所	毛呂山町東公 民館 学習ホールめ じろ
公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、毛呂山町 まちづくり整 備課、越生町 まちづくり整 備課、鳩山町 まちづくり推 進課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、埼玉県 東松山県土整 備事務所、毛 呂山町まちづ くり整備課、 越生町まちづ くり整備課、 鳩山町まちづ くり推進課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	東松山	
市町村名	東松山市 嵐山町 滑川町 吉見町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月二十六日 午前十時三十 分から
	場 所	東松山市総合 会館 3階第3会議 室
公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、東松山市 都市計画課、 嵐山町まちづ くり整備課、 滑川町建設 課、吉見町ま ち整備課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、東松 山市都市計画 課、嵐山町ま ちづくり整備 課、滑川町建 設課、吉見町 まち整備課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	川口	
市町村名	川口市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月二十六日 午後二時三十分から
	場 所	川口市役所鳩ヶ谷庁舎三〇五会議室
公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日から 平成二十八年 四月二十六日まで
	提 出 先	埼玉県都市整備部都市計画課、川口市都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日から 平成二十八年 四月二十六日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
蕨	都市計画 区域名							
蕨市	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月十九日午 後二時三分 から					
	場 所	蕨市中央公民 館						
	公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで					
	提出先	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、蕨市まち づくり推進室					
	都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで					
	閲覧場所	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県さ いたま県土整 備事務所、蕨 市まちづくり 推進室					

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	戸田	
市町村名	戸田市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月十七日午 前十時三十分 から	
場 所	戸田市文化会 館 会議室三〇一	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、戸田市都 市計画課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県さ いたま県土整 備事務所、戸 田市都市計画 課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	上尾	
市町村名	上尾市 伊奈町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月二十七日 午前十時三十 分から	
場 所	上尾市役所 7階大会議室	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、上尾市都 市計画課、伊 奈町都市計画 課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、上尾市 都市計画課、 伊奈町都市計 画課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
桶川	都市計画 区域名							
桶川市	市町村名							
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」	都市計画の種類及び名称							
平成二十八年 五月二十四日 午前十時三十分から	期日及び時間							
東公民館	場 所							
平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	提出期間							
埼玉県都市整備部都市計画課、桶川市都市計画課	提出先							
平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	閲覧期間							
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市計画課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
北本	都市計画 区域名							
北本市	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称							
	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」							
	平成二十八年 五月二十三日 午後二時三十 分から	公聴会	期日及び時間					
	E・F 北本市役所 会議室3	場 所						
	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	公述申出書	提出期間					
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、北本市都 市計画課	提出先						
	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	都市計画の構想	閲覧期間					
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、北本市 都市計画課	閲覧場所						

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	行田
市町村名	行田市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月十六日午 前十時三分 から
場 所	行田グリーン アリーナ研修 室
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、行田市都 市計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、行田市 都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	春日部	
市町村名	春日部市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月二十五日 午前十時三十 分から
	場 所	春日部市役所 前アイピー春 日部ビル 五階会議室二
公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、春日部市 都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、春日部 市都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	蓮田	
市町村名	蓮田市 白岡市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月二十七日 午後二時三十 分から
	場 所	蓮田市図書館
公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、蓮田市都 市計画課、白 岡市街づくり 課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、蓮田市 都市計画課、 白岡市街づく り課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	幸手	
市町村名	幸手市 杉戸町 宮代町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月二十五日 午後二時三十 分から	
場 所	ウエルス幸手 2階研修室	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、幸手市都 市計画課、杉 戸都市施設 整備課、宮代 町まちづくり 建設課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、幸手市 都市計画課、 杉戸都市施設 整備課、宮 代町まちづく り建設課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	加須						
	市町村名	加須市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月三十日午 前十時三分 から	場 所	加須市役所本 庁舎5階 五〇四会議室			
	公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市ま ちづくり課			
	都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 まちづくり課			

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	羽生	
市町村名	羽生市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月十八日午 前十時三分 から	
場 所	羽生市役所 三〇一会議室	
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、羽生市ま ちづくり政策 課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、羽生市 まちづくり政 策課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	熊谷
市町村名	熊谷市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十八年 五月十七日午 後二時三十分 から
場 所	熊谷市役所大 里庁舎 2階第3会議 室
公述申出書 提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、熊谷市都 市計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県熊 谷県土整備事 務所、熊谷市 役所情報公開 コーナー、熊 谷市都市計画 課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
小川	都市計画 区域名							
小川町	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称							
	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」							
	期日及び時間	公聴会						
	平成二十八年 五月三十一日 午後二時三十 分から							
	場 所							
	リリック小川 (小川町民会 館) 二階会議室							
	提出期間	公述申出書						
	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで							
	提出先							
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、小川町都 市政策課							
	閲覧期間	都市計画の構想						
	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで							
	閲覧場所							
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、小川 町都市政策課							

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	北川辺	
市町村名	加須市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	平成二十八年 五月三十日午 後二時三分 から
	場 所	加須市役所本 庁舎 五階五〇四会 議室
公述申出書	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市ま ちづくり課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 まちづくり課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

富士見都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年四月十二日から平成二十八年四月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市まちづくり推進部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年四月十二日から平成二十八年四月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

秩父都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県秩父県土整備事務所、秩父市地域整備部都市計画課、横瀬町建設課、皆野町建設課

四 縦覧期間

平成二十八年四月十二日から平成二十八年四月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

ときがわ都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、ときがわ町建設環境課

四 縦覧期間

平成二十八年四月十二日から平成二十八年四月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

小鹿野都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県秩父県土整備事務所、小鹿野町建設課

四 縦覧期間

平成二十八年四月十二日から平成二十八年四月二十六日まで

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市東住吉四七一番三地先から同市東住吉六六三番一地先まで</p>		<p>区間</p>
<p>七・七三〇 一一・四六</p>	<p>七・三四〇 七・七三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四〇・七五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業による。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>草加流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市大廣戸字深田通九二四番 九地先から 同市大廣戸字深田通九一番二 地先まで（ただし、関係図面に表 示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年四月十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十九年十一月九日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第二十二号における 道路予定区域の一部供用開 始である。延長二七六・六 メートル。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十四年十月二十二日第六百五十五号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年四月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十八年 四月四日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚百九十七八、 百九十七―二十五
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百七十・八三
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇